

令和3年1月18日

第7回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和3年1月18日(月) 午後1時30分
2. 会 場 市民会館 第2ホール
3. 出席委員 15名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 3番 柴山 栄重 5番 加藤 良子
6番 中村 謙一 8番 浪岡 真澄 10番 渡邊 俊春
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 13番 菱沼寿美恵
15番 尾形 寅昭 17番 関 健一 (18番:欠番)
19番 安田 善喜 20番 黒澤喜久夫 23番 穴戸 薫
24番 芳賀 正寿
5. 出席自粛の委員
2番 佐藤 秀雄 4番 吾妻 良博 7番 野崎 俊幸
9番 油井 妙子 14番 渡邊 正芳 16番 古関 恵子
21番 齋藤 貴裕 22番 阿部 哲也
6. 事務局の出席者
事 務 局 長 高橋 善則
次 長 兼 庶 務 係 長 野田 昌宏 主 査 渡辺 正典
農 地 係 長 猪本 由美子 主 査 五十嵐 紀子

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第5号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い規模を縮小して行うことから、2番：佐藤秀雄委員、4番：吾妻良博委員、7番：野崎俊幸委員、9番：油井妙子委員、14番：渡邊正芳委員、16番：古閑恵子委員、21番：齋藤貴裕委員、22番：阿部哲也委員からは出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、欠員1名、15名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第7回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

8番：浪岡真澄委員、24番：芳賀正寿委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の渡辺主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(92件)】

合計92件、令和3年1月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転4件、賃借権3件、計7件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番及び2番までの2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番(発言を求める。)

議長 5番(発言を許可する。)

5番 整理番号1番については、相続した土地であり、譲渡人が高齢で農業が出来ないので、譲受人が71歳ではありますが、近くに住む息子と一緒に耕作するとのこと。周囲に住宅が建ってはいますが、譲渡人が消毒の許可をもらうなど話をしている、何ら問題ありません。

2番も、譲渡人が高齢であり、昔ぶどう畑だったところ。譲受人は岡部に農地を探しておりまして、担当推進委員に相談し、譲渡人から借りることになった件です。いずれも区域

協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号3番について、譲受人の方は農業に積極的な方で、区域協議会では問題なしと判断しました。整理番号4番につきましても、農業に熱心な方で、区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号5番について、譲受人は飯舘村の方ですが、震災以降、6年前から下鳥渡に自宅と農地を求めまして、徐々に規模拡大を図り、現在2町歩ほど経営しています。今回も自宅近くの農地を借り、水稻やそばを作る計画です。息子さんも一緒に耕作している状況もあり、信夫地区の遊休農地解消に努めていただきたいと応援しているところです。区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号6番について、譲渡人が高齢で農業が出来ないということで、近隣で耕作している譲受人に依頼し、所有権移転するものです。譲受人は4月から息子が就農するため規模拡大中で、特に問題はありません。整理番号7番は、譲渡人が米沢市にお住まいで、植木を栽培していましたが、手入れが行き届かないため、一部耕作放棄地になっています。譲受人はゆずと梅を栽培する計画で、二本松の方であります。笹木野に事業所をお持ちで、毎日通ってきていることから耕作は可能と判断しました。いずれも区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書4ページ、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域内農地の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番については、昔物置を建てたとき、一部農地にはみ出してありまして、それを是正する申請です。区域協議会では何ら問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、地役権設定1件の計3件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
区域番号5番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号1番について、松川水原太陽光発電事業関連です。申請地の周辺は、山地で、開墾した農地であり、現在は耕作していません。整理番号2番は、譲受人が日蓮宗のお寺で、駐

	<p>車場を拡張したいということで、寺の前にある農地を譲ってもらうことになりました。現在耕作はされておらず、周りの農地に影響ありません。いずれも区域協議会では問題なしと判断しました。なお、1番に関しては事務局より、補足説明をお願いします。</p>
事務局	議長、事務局（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
事務局	<p>1番について、補足説明します。再エネ協議会の動きについて報告します。昨年12月21日に第5回の再エネ協議会が開催されました。安全対策や農業の健全発展に資する取組みなどの議事がすべて終了しました。再エネ法第9条の規定により区域内農地をみなし農地転用し、事業者においては再エネ協議会に示した事業計画により事業をすすめることが了承されました。50年確立により設置された調整池により、雨水防災対策を強化し、河川のピーク流量をオーバーしないように時間をかけて放流することにより洪水をなくすものです。また場内排水設備を設置することにより、浸透水の減量を図ることにより、地滑りの危険を緩和する安全対策の内容です。今後は事業の設置計画についての認定作業があるということです。</p>
議長	<p>事務局から補足説明がありました。只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号7番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	<p>整理番号3番について、譲受人の住宅の入り口が大変狭く、車などが進入しづらいため、隣接の譲渡人の農地を買い取って既に拡張していた農地を是正するものです。周辺営農には支障ないと思われます。区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>異議なしと認め 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>6ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が21件、67,817.3㎡、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。</p> <p>議案書7ページ、区域番号2番、整理番号1番から4番の4件、詳細は「議案書」とおり</p>

です。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番について、利用権を設定する者は高齢のため農業が出来ないということで、その利用権の設定を受ける者は大きく賃貸で農業経営をやっている方ですので問題ありません。整理番号2番も、高齢で出来ないところを利用権の設定を受ける者は勤め人ではありますが、桃を大規模にやりたいというので、区域協議会では大丈夫だろうとなりました。整理番号3番は、こちらも高齢で出来ないため、近くに農地を持っている利用権の設定を受ける者が使いたいということでした。整理番号4番は、23ページの報告第4号で、解約となる土地で、利用権の設定を受ける者と娘婿が桃・梨の栽培を一緒にやりたいとのこと。いずれも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号5番から8ページ7番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号5番6番については、吉井田小学校の近くで、休耕地が広がっているところであり、何年も作っていないところです。利用権の設定を受ける者は造園業を行っている方で、これから水稻を大々的にやろうとしていまして、まず荒廃地を借りるとのことです。整理番号7番は、利用権の設定を受ける者は、南地区の認定農業者の会長で、ずいぶん借り受けしているようですが、全部耕作しているので、問題ないと思います。いずれも区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号8番から10ページ15番までの8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号8番の内容については利用権の設定を受ける者は、元JAの農業指導員であり、問題ありません。整理番号9番は、利用権の設定を受ける者は農業を意欲的に行っており、りんごを大規模に行っている方で問題ありません。整理番号10番は、利用権の設定を受ける者が奥さんと果樹専業で経営されており、問題なしと判断しました。整理番号11番についても、問題なしと判断しました。整理番号12番は、利用権を設定する者が、体調不良で規模を縮小するため、利用権の設定を受ける者がそこを耕作するもので問題ありません。整理番

号13番は、利用権の設定を受ける者が12番と同じ方で問題ありません。整理番号14番は、利用権の設定を受ける者が大規模に経営している観光果樹園なので問題なしと判断しました。整理番号15番は、利用権を設定する者が体調不良のため、利用権の設定を受ける者が借り受ける件で問題ありません。それぞれ区域協議会では何ら問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」とおひです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号16番について、利用権を設定する者が相続によって取得した土地で、以前より利用権の設定を受ける者が借りて耕作しておひました。中間管理機構を通じて借りる件であり、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号17番から19番の3件、詳細は「議案書」とおひです。よろしくお願ひいたします。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号17番から19番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。20番、黒澤喜久夫 委員、一時退席願ひます。

〔20番、一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

事務局 議長、事務局（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

事務局 事務局から信夫区域協議会の協議にて、ご報告いたします。

利用権の設定を受ける方は、もともと稲刈りだけを委託されておひました。17番から19番の農地は地続きで家族同士の所有であることから、18番の貸人が中心に耕作をしておひましたが、健康を害し耕作していくことが難しくなりました。委託されておひたこともあり、今後借りて耕作していくこととなりました。皆さんご存じのとおり、借り人は長年にわたり水稻を熱心に耕作している方ですので問題ないということで、信夫区域協議会で判断されました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 事務局 区域番号7番、整理番号20番及び21番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく
 お願いいたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 24番 議長24番（発言を求める。）
 議長 24番（発言を許可する。）
 24番 整理番号20番21番については、利用権を設定する者はどちらも高齢となり規模縮小する
 ところでは、隣接地を耕作しているいずれの利用権の設定を受ける者も耕作の実績があり、
 区域協議会では適正であると判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声
 議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、
 ご異議ございませんか。
 「異議なし」の声
 議長 異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のと
 おり決定いたします。
 議長 20番、黒澤喜久夫委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
 「20番、入室、着席する」
 議長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
 次長 12ページをご覧ください。議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてで
 ございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市
 の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために
 適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業
 者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が1月22日に開催される農業経営改
 善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される
 見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。
 13ページ、認定農業者新規分につきまして、区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基
 準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしく申し上げます。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 8番 議長8番（発言を求める。）
 議長 8番（発言を許可する。）
 8番 整理番号1番について、申請者は若い方で、トマト栽培で、直売所に出荷しています。改善
 計画の内容にありますように、研究熱心で頑張っている方です。区域協議会では許可相当と
 判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 次長 区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いい
 いたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番	議長13番(発言を求める。)
議長	13番(発言を許可する。)
13番	整理番号2番の内容については、小川地区の40代の申請者で、りんご、もも、さくらんぼを栽培し、今年からはぶどうも栽培するというので一生懸命であり、区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひします。
次長	区域番号5番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番(発言を求める。)
議長	17番(発言を許可する。)
17番	整理番号3番は、申請者は、水稻栽培しておりますが、花卉部会に加入し、研修を行い、技術習得に努めているところです。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひします。
次長	続きまして、議案書14ページ、再認定分ですが区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番(発言を求める。)
議長	1番(発言を許可する。)
1番	整理番号1番は、申請者は60歳で、長年施設栽培を行い、経験豊かな技術者であり、収入も相当得ております。利用面積の拡大を目指しており、再認定は適当と思われます。整理番号2番は、68歳で、たらのめの栽培を中心に経営していましたが、たらのめはとげとの闘いで、高齢になると作業がづらいようす。また、生産期間が大変短いことから、生産期間の長いきゅうりに重点を移していくものであります。区域協議会ではいずれも再認定相当と判断されました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひします。
次長	区域番号2番、整理番号3番から15ページ5番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番(発言を求める。)
議長	5番(発言を許可する。)
5番	整理番号3番は、申請者が経営改善計画のとおり5年後を目指しております。整理番号4番は、親子の共同申請で、農業に一生懸命な方々で、再認定で問題ありません。整理番号5番

は、果樹で頑張っています。低化学肥料による環境に優しい農業を継続し、5年後の改善も大丈夫と判断しました。いずれも区域協議会では許可相当と判断しました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号6番は、5年後の目標は記載のとおりです。奥さんはしっかり者であり、区域協議会では再認定相当と判断されました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号7番及び8番の2件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号7番、8番についてです。7番の申請者は、農地利用最適化推進委員です。7番、8番の両申請者は、りんご・ももを中心に経営しており、今後は水稻作業の受託を増やしていく計画です。両名とも計画を達成する見込みであることから、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号9番の1件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号9番は、ぶどうの専業農家として、中心的な方です。5年後の計画は若干減るのですが、老木と鳥獣害の部分を若干減らして、残った部分に労力を注力したいということであり、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きまして、議案書16ページ、認定新規就農者の新規分ですが区域番号1番、整理番号1

番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番は、申請者は36歳です。農地は既に7アール取得済みです。本人はJAファーム、松川のファーム、国見町の技術センター等で、生産技術を取得し、また、トラクターを準備するなど農業に対する熱意は強く感じられる方です。整理番号2番は、申請者は25歳です。農業研修で技術は取得済みです。農地は40アール以上を取得する見込みで調整しています。2021年度の農業青年者の給付金のため認定審査会の認定を目指しているところです。準備の整った25アールから諸準備を開始しています。これらのことから2件とも区域協議会では認定相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号3番は、共同申請者で、5年後の目標は達成する見込みであり、備考に記載のとおり、議案第1号で土地を取得するなど拡大中で、区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくお願いいたします。

議長 共同申請者はどんな関係ですか。

事務局 ご夫婦です。

議長 わかりました。このほか、只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きまして、議案書17ページ、変更分ですが区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号1番は、申請者はりんご・ももを中心に生産しておりましたが、新たに落花生の栽培を始めたいとの変更であります。若い方で期待の持てる方ですので、区域協議会でも認定相当と判断されました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	17番（発言を許可する。）
17番	整理番号2番は、申請者は、去年の4月に40アール以上の土地を借りまして、農業を開始した方で、去年の5月に認定新規就農者として承認されており、去年はハウスを2棟建てて、ミニトマトを栽培し、今年からはアスパラガス栽培に取り組む予定でありましたが、アスパラガスをやめて、ハウス1棟を建てて、ミニトマトの作付けを増やすとの変更申請です。現状経営面積は16アールですが、その他の農地ではたい肥作りや土づくりをしながら確実に農業経営の安定を図っています。現在ハウス内では葉物野菜を栽培し、直売所に出荷しています。農業に対して非常に意欲的で、JAや地元でも大変期待されています。区域協議会でも何ら問題ないと判断されました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決については、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
農地係長	報告につきましては、議案書18ページ報告第1号から28ページ報告第6号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。
会長職務代理	（会長職務代理より閉会の言葉） 慎重審議ありがとうございました。 これで、第7回総会を終了いたします。

（午後2時40分）

令和3年1月18日

これは、福島市農業委員会第7回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人8番 _____

議事録署名人24番 _____